

不祥事根絶のための行動計画

尾道市立因北小学校

作成責任者 校長 渡辺住妹子

【因北小学校「不祥事防止宣言」】（職員常時携帯）

私は、因北小学校の職員として、

（１）法規法令を遵守します。

（２）教育公務員としての職責を、勤務時間の内外を問わず自覚して行動します。

（３）不祥事を許しません。

の３点をここに宣言します。

【行動計画】

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規律意識の確立	○サービス研修においては、各部会提案型の研修で、事例演習、ロールプレイ等参加型研修をしてきた。より自分事として捉えるようにする。	○不祥事案が生じた時には、新聞記事等を活用しながら、速やかに伝達し・指導を行う。 ○年間サービス研修計画に沿って、各主任主事や職員が企画・立案・進行する研修をし、各部１回は参加型研修を行う。	○参加型のサービス研修を多く取り入れる。 ・ロールプレイ ・チェックシート ・ヒヤリハットの交流等 ○不祥事が生起すると思われることについては、常に声掛けを行い、意識が途切れないようにする。 ○県教委の研修資料を活用した実践的な研修を行う。	○毎月の不祥事防止委員会で、サービス研修の効果について検証する。 ○学期に１回サービス研修アンケートやチェックシートを分析する。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○不祥事防止委員会が十分な協議の場となっていない。職員側から不祥事防止に係る働きかけができるような委員会にする必要がある。	○管理職への報告・相談のさらなる徹底を図る。 ○不祥事防止委員会で情報交流や取組の方針の確認・徹底を図る。 ○職員間でコミュニケーションを図るとともに、気づいたことはお互いに言い合えるようにする。	○不祥事につながりかねないヒヤリハット事例についても、すぐに管理職に報告・相談することを徹底する。 ○研修計画に沿ったサービス研修の内容について、事前に提案をし、内容について検討する。 ○主任会や四部会、学年会等を計画的に実施し、情報の交流・共有を図る。 ○定期的にチェックリストによる確認や管理職による面談を行う。	○不祥事防止委員会や学校経営会議を受け、主任会や学年会で、不祥事の未然防止に係る戦略を練り、部会や学年会で実施する。
相談体制の充実	○相談件数が少ない。	○「体罰・セクハラ相談窓口」の周知を繰り返して行う。 ○相談日について周知する。	○年３回保護者へ周知するとともに、学校だより等で呼びかけをする。 ○体罰・セクハラアンケートを実施し、聴取する。	○毎月の相談日の前後に、職員朝会等で相談窓口の周知や相談の有無について確認する。